

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市海外視察研修事業補助金
補助事業等の目標	市内の工業に従事する者又は市内の工業の指導的職務にある者が、海外における企業の経営、技術、市場等の実態及び動向を把握し、企業の発展を図る。
補助事業等の対象者	工業関係者・学識経験者等により編成された視察団
補助対象経費	海外視察研修を行う視察団が、その目的を達成するために必要な経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	視察団 1 人当たり必要経費の 2 分の 1 以内。ただし、市長が必要により指定した者についてはこの限りではない。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 海外視察に必要とされる随行通訳等
補助事業等の評価	視察団の長からの海外視察研修報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 14 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 海外の新たな技術や動向を探るためには、継続的な補助が必要。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金額、評価等を諏訪市ホームページにて公表する。海外視察研修報告書を、商工課窓口にて公表する。
その他	
提出書類	・補助金の交付を受けようとする者は、海外視察研修事業補助金交付申請書(様式第 2 号-1)を市長に提出しなければならない。 ・補助事業者は事業完了後、帰着した日から 60 日以内に海外視察研修事業実績報告書(様式第 5 号-1)を市長に提出しなければならない。 ・市長は、補助対象事業が完了したときは、視察団又は視察団員に対し事業完了後 1 年以内は、報告会等において報告を求めることができる。 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。(附属して提出を要する書類等を添付)
担当部署	諏訪市 経済部 商工課 工業・ブランド振興係

平成 29 年 3 月 29 日 一部改正 (平成 29 年 4 月 1 日 施行)

令和 6 年 3 月 29 日 一部改正 (令和 6 年 4 月 1 日 施行)